

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取り組み	
(42)輸出を行う企業に対する指導等の実施 対米・対EU向け等の食品を扱う企業に対してHACCPに基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、事業者に対して必要な助言等を行い、輸出食品の衛生管理を推進します。	
①概要 国のHACCP制度(対米・対EU輸出水産食品加工施設等)の導入等、自主衛生管理の向上を検討している事業者からの相談に応じ、技術的な助言等を行う。 また、と畜場におけるHACCPの推進を目的として、HACCP導入・検証会議や、HACCP衛生講習会等を開催する。	
②推進指標 —	
③用語解説 《国のHACCP制度》 ・対米・対EU輸出水産食品加工施設:アメリカやEUへ水産食品を輸出する施設は、HACCPに基づく衛生管理を行うことが条件となっており、これを認定する制度。	

【令和6年度事業実施状況】 ●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・国のHACCP制度を導入している事業者が作成したHACCPプランの妥当性を判断し、必要な助言、現地指導を行うとともに、国と連携して監視を行った。 〔県内施設数(松山市保健所管内を除く。)] 対米輸出水産食品取扱認定施設 5施設 対EU輸出水産食品取扱認定施設 8施設 ・HACCPの導入を検討している食品製造施設からの相談に応じ、必要な助言を行った。 ●と畜検査費(薬務衛生課) ・平成29年度、対象と畜場がISO22000を取得したことから、引き続きHACCPに準拠した衛生対策を講じるよう確認・指導を行った。
--

【令和6年度取り組みの評価】 (薬務衛生課) 国のHACCP制度を導入している施設に対し、国と連携して助言・指導を行い、事業者の自主衛生管理の推進に寄与した。 また、検討会や講習会の実施により、と畜場におけるHACCPの推進を図ることができた。 今後も監視指導を徹底するとともに、職員の指導力を高めて自主衛生管理に関する助言等を行い、事業者の自主衛生管理体制の構築を支援していく。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取組み	

(43) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施

県検査機関において輸出水産食品に係る事業者の自主検査を受託して実施するとともに、県保健所において衛生証明書を発行することにより、県内水産物の安全性確保はもとより、県内事業者が迅速に輸出できるよう支援します。

①概要

(薬務衛生課)

衛生環境研究所において、輸出水産食品の衛生証明書の発行要件となる自主検査を事業者から受託して実施する。

県保健所において、輸出事業者からの求めに応じて輸出水産食品に係る衛生証明書を発行する。

(漁政課)

水産研究センター及び栽培資源研究所において、輸出水産物に係る放射性物質検査証明書を、事業者からの求めに応じて発行する。

②推進指標

【輸出食品の自主検査受託件数】

件数増により支援活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	80 件以上	—	—	—	—	100 件以上
実績	111 件	121 件	119 件	111 件	98 件		

【輸出食品に係る衛生証明書発行件数】

件数増により支援活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	300 件以上	—	—	—	—	770 件以上
実績	908 件	408 件	731 件	236 件	6件		

③用語解説

—

【令和6年度事業実施状況】

●衛生検査費(薬務衛生課)

・衛生環境研究所で、輸出食品に係る自主検査を事業者から受託して実施した。

〔令和6年度受託件数〕

韓国向け 98件

・衛生環境研究所で、輸出水産物に係る英文証明書(放射性物質検査証明書)を事業者の求めに応じ発行した。

〔令和6年度発行件数〕

韓国向け 1,438件

●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課)

・県保健所において、輸出水産食品に係る衛生証明書を、事業者からの求めに応じて発行した。

〔令和6年度発行件数〕

中国向け0件、EU向け6件 計6件

●愛育フィッシュ輸出拡大事業費(漁政課)

・水産研究センター及び栽培資源研究所において、輸出水産物に係る放射性物質検査証明書を発行できる体制を維持した。

〔令和6年度発行件数〕

中国向け 0件

発行件数が減少した理由:ALPS処理水放出により、令和5年8月以降中国向けの水産物の輸出が全面停止となったため。

【令和6年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

自主検査を受託するとともに、政府間協議により相手国から添付を求められている衛生証明書を速やかに発行することにより、県内事業者の負担軽減と、県内水産物の安全の確保、迅速な輸出促進に寄与することができた。

また、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めがない場合にあっては、事業者からの求めに応じて、保健所等が衛生証明書の発行に柔軟に対応した。

今後も、関係部局と連携して、県内水産物の安全確保を図り、県内事業者が迅速に輸出できるよう協力していく。

(漁政課)

水産物の放射性物質検査を迅速に行うことにより、県産水産物の輸出規制に対処することができた。今後も、関係部局と連携して、県内水産物の輸出拡大に寄与するよう協力を行っていきたい。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保						
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援						
具体的な取組み	(44)輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 輸出相手国の残留農薬基準に適合した農産物の輸出促進を図るため、必要に応じて県が残留農薬検査を実施します。						
①概要 台湾へのかんきつ等の輸出促進に資するため、当該国の残留農薬基準に則した自主検査を実施する。							
②推進指標 【輸出農産物の残留農薬検査件数】 検査件数の維持により、安全性の確認状況の指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	20 件	—	—	—	—	20 件
実績	12 件	8件	12 件	9件	2件		
③用語解説 —							

【令和6年度事業実施状況】 ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・台湾の残留農薬基準に適合させるため、かんきつ等の輸出前に農林水産研究所において残留農薬の自主検査を行った。 〔分析対象農産物・検査件数〕 温州みかん・1件、かき・1件
【令和6年度取組みの評価】 (農産園芸課) 自主検査の結果、国内の残留農薬基準及び輸出相手国の残留農薬基準に適合しない成分は検出されなかった。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取り組み	

(45) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査
空間濃度を測定しているモニタリング地点で、基準を超える数値が検出された場合、県下各地において農林水産物の放射線量の検査を実施します。

①概要
(農産園芸課)
空間濃度を測定しているモニタリング地点で、基準を超える数値が検出された場合、県下各地において農産物の放射線量の検査を実施し、安全性を確認する。
(水産課)
本県主要水産物について、愛媛県原子力センターにおける海産生物の放射能調査及びモニタリングポスト空間放射線量率の調査において、検査基準値を超えた場合に放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。

②推進指標
【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】
安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	5件	—	—	—	—	5件
実績	0件	0件	0件	0件	0件		

【県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数】
安全確認のための検査要領で定める品目数等の実施により、安全性確認効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	8件	—	—	—	—	8件
実績	0件	0件	0件	0件	0件		

③用語解説
—

【令和6年度事業実施状況】
(農産園芸課)
モニタリング地点において検査基準値を超えなかったため、検査は実施していない。
(水産課)
検査基準値を超えなかったため、検査は実施していない。

【令和6年度取組みの評価】
(農産園芸課)
「県産農作物の放射性物質調査実施要領」に基づき、モニタリング地点における検査基準値を超えなかったことを確認した。今後も検査基準値を超えた場合には、放射性物質検査を実施することにより、県内農産物の安全性を確保する。
(水産課)
「異常時における県産水産物放射性物質検査要領」に基づき、放射性物質の検査基準値を超えなかったことを確認し、県産水産物の安全性を確保した。今後も検査基準値を超えた場合には、放射性物質検査を実施することにより、水産物の安全性を確保する。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保						
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援						
具体的な取組み							
(46)グローバル化に対応した情報提供							
外国語に対応した食の安全安心に関する情報についてホームページ等を作成し、在留外国人のみならず観光に訪れる外国人も含め広く情報提供します。							
①概要							
えひめ食の安全・安心情報ホームページ等に外国語に対応した衛生情報などを掲載し、情報提供を行う。							
②推進指標							
【外国語での衛生情報に関する情報提供件数】							
安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標			—	—	—	—	10 件
実績			0件	0件	1件		
③用語解説							
—							

【令和6年度事業実施状況】 ●食の安全安心対策監視機動班等事業費（薬務衛生課） ・他の自治体での掲載事例や食の安全安心に必要な情報収集を行った。 ・外国語に対応した食中毒注意報の衛生情報を1件作成し、ホームページに掲載した。
【令和6年度取組みの評価】 （薬務衛生課） ・外国語に対応したノロウイルス食中毒注意報の衛生情報を作成し、ホームページに掲載した。今後も、気象や食中毒発生状況等に応じた食中毒予防等の情報の掲載に努める。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取組み	(47) 多言語に対応したマニュアル等の整備の推進 衛生管理に関するマニュアル等を外国人従事者へ周知するため日本語だけではなく、外国語に対応したマニュアル等の充実を図るよう支援します。
①概要	事業者に対して、すべての従事者が衛生管理について理解できるよう外国語に対応したマニュアルについて情報提供を行うなど環境整備を支援する。
②推進指標	—
③用語解説	—

【令和6年度事業実施状況】 ●(薬務衛生課) ・外国語に対応した食品の衛生管理に関する資料について、事業者へ配布を行った。
【令和6年度取組みの評価】 (薬務衛生課) ・外国語に対応したHACCPに関する資料を保健所に設置し、必要な事業者へ配布を行うことにより、外国人従事者が適切な衛生管理が出来るような環境整備の支援を行うことが出来た。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保							
施策の方向13	輸入食品の安全確保の充実							
具体的な取組み	(48) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 県内に流通する輸入食品について、監視指導を行うとともに計画的に収去検査を実施します。また、輸入時対策を担当する国と日頃から情報共有に努めるとともに、検疫所における監視指導体制の強化等について要望します。							
①概要	県内に流通する輸入食品について、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施するとともに、適正な表示の記載状況を監視する。							
②推進指標	【輸入食品の収去検査実施検体数】 検体数維持により安全性確認状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	125 件以上	—	—	—	—	30 件
	実績	29 件	29 件	36 件	32 件	29 件		
③用語解説	—							

【令和6年度事業実施状況】 ●食の安全安心対策監視機動班等事業費(薬務衛生課) ●食品等検査費(薬務衛生課) ・食品衛生法に基づき、県内に流通する輸入食品について、計画的に、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施した。 令和6年度輸入食品等収去検査件数:29件、うち違反件数0件
【令和6年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により販売店から輸入食品を収去し、安全性を確認した結果、令和6年度は輸入食品の違反は確認されなかった。 今後も、これらの取組みを継続することにより、県内に流通する輸入食品の安全確保に努める。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保						
施策の方向13	輸入食品の安全確保の充実						
具体的な取組み	(49) 輸入食品の検査体制の整備 県検査機関において、輸入食品に係る事業者の自主検査を受託して実施します。						
①概要 食品の安全性を確保し、食品等の貿易貨物の輸入促進を図るため、衛生環境研究所において、食品の検査体制を整備しており、輸入事業者の行うべき自主検査を委託試験として実施する。							
②推進指標 【輸入食品の自主検査受託件数】 検数維持により安全性確認状況の指標となる。							
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	60 件以上	—	—	—	—	60 件以上
実績	54 件	39 件	49 件	28 件	30 件		
③用語解説 —							

【令和6年度事業実施状況】 ●輸入食品検査体制整備事業費(薬務衛生課) ・輸入食品に係る自主検査が円滑に行えるよう、衛生環境研究所において、輸入事業者の行うべき自主検査を、検体採取を含めて受託して実施した。 〔輸入食品等検査受付状況〕 検査検体数:30件、検査項目数:61件 主な輸入国:中国、タイ、ベトナム、ウルグアイ 主な貨物:魚介乾製品、水産加工品、農畜産加工品
【令和6年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 食品等を輸入する際の検査を行うことのできる民間の登録検査機関のない本県において、衛生環境研究所で検査体制を維持することにより、輸入事業者の利便性と食品の安全性を確保することができた。